

認証を受けようとする端末機器に係る手数料が減額される場合において当該端末機器が認証を受けた設計に基づく端末機器と異なる部分（平成十一年郵政告示第百六十六号）  
（平成十六年一月二十六日付で廃止済み）

端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に係る手数料の減額に関する省令（平成十一年郵政省令第十六号）第五条の規定に基づき、認証を受けようとする端末機器に係る手数料が減額される場合において当該端末機器が認証を受けた設計に基づく端末機器と異なる部分を次のように定める。

なお、平成六年郵政省告示第百三十九号（技術基準適合認定を受けようとする端末機器に係る手数料が減額される場合における当該機器が技術基準適合認定を受けた端末機器と異なる部分を定める等の件）は、廃止する。

<p>端末機器の種類</p>	<p>一 電話用設 備に接続さ れる端末機 器</p>
<p>認証に係る設計と異なる部分</p>	<p>1 機能 短縮ダイヤル機能 再ダイヤル機能 ワンタッチダイヤル機能 オンフックダイヤル機能 フッキング機能 着信表示機能 ランプ表示機能 保留機能 ミニート機能 ヘッドセット機能 ドアホン機能 信号受信機能 後位装置接続機能 2 回路又はプログラム 形状（1に掲げる機能に係るものに限る。 3 4 筐体材質</p>

	<p>構内交換設 備又はボタ ン電話装置</p>
<p>1 機能又は方式 内線電話機の機能 ダイヤルイン機能 自動着信呼分配機能 会議通話機能 転送電話機能 通話以外の通信機能 自動発信機能 自動応答機能 ドアホン機能 通信管理機能 信号受信機能 回線接続機能 中継台方式 電源方式（通話電流の供給方式に係るものを除く。） 2 回路又はプログラム 3 寸法（交換機又は主装置の形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。） 4 筐体材質</p>	<p>変復調装置</p> <p>1 機能 ループバック機能 等化機能 送出レベル調整機能 エラーチェック機能 信号監視機能 送出タイミング機能 ランプ表示機能 通信管理機能 バックワード機能 信号受信機能 後位装置接続機能 一の項の1の から までに掲げる機能 （網制御機能を有する場合に限る。） 2 回路又はプログラム 3 寸法（形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。） 4 筐体材質</p>

	<p>リ ファクシミリ</p> <p>1 機能 メモリ機能 等化機能 送出レベル調整機能 エラーチェック機能 ランプ表示機能 原稿又は記録紙サイズ 情報処理機能 通信管理機能 信号受信機能 後位装置接続機能 一の項の1の から までに掲げる機能 (網制御機能を有する場合に限る。)</p> <p>2 回路又はプログラム</p> <p>3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。)</p> <p>4 筐体材質</p>
<p>二 無線呼出設備に接続される 端末機器</p>	<p>その他の端 末機器</p> <p>1 機能 当該機器の基本的な機能以外のもの</p> <p>2 回路又はプログラム</p> <p>3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。)</p> <p>4 筐体材質</p>
<p>三 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器</p>	<p>1 機能 メモリ機能 情報処理機能 呼出機能 表示機能</p> <p>2 回路又はプログラム</p> <p>3 寸法(1に掲げる機能に係るものに限る。)</p> <p>4 筐体材質</p> <p>1 機能 メッセージ送出機能(既認定機器が回線交換のメッセージ送出機能を有する場合に限る。)</p> <p>メモリ機能 情報処理機能 通信管理機能 回線接続機能</p>

<p>四 専用通信回線設備又はデジタルデータ通信用設備に接続される端末機器</p>	<p>後位装置接続機能</p> <p>2 回路又はプログラム</p> <p>3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。複数の装置から構成される場合は主たる装置の寸法とする。)</p> <p>4 筐体材質</p> <p>1 機能 当該機器の基本的な機能以外のもの</p> <p>2 回路又はプログラム</p> <p>3 寸法(形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。)</p> <p>4 筐体材質</p>
---	---